

令和4年（2022年）1月31日

保護者様

真庭市立落合中学校

校長 三村 公一

新型コロナウイルス感染拡大防止に係るお願い
(令和4年1月31日時点)

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の学校教育にご理解ご協力をいただくとともに、毎朝の検温等児童生徒の健康管理に大変なお力添えをいただきありがとうございます。

学校では、感染拡大防止対策に努めながら教育活動を行っています。現在の感染の主流とされているオミクロン株による新型コロナウイルスの感染が拡大している中、学校において万一感染が確認された際の対応を次のとおりといたします。つきましては、対応についてご理解いただきますようお願いいたします。

なお、今後の状況によって対応を変更する可能性があることを申し添えます。

◎ 感染に伴う出席停止や臨時休業等の基本的な考え方

	感染が判明	濃厚接触者に特定 (保健所にて特定)	発熱咳等の症状あり P C R ・ 抗原検査等受検
児童生徒本人 (教職員本人)	治癒するまで 出席停止 (※1)	原則として7日間 出席停止 (※2)	出席停止
当該学校	原則として休業としない (学級・学年閉鎖、臨時 休業の検討) (※3)	休業としない	休業としない
当該学校 以外の学校	休業としない		

(※1)…期間については、個別の状況に応じて保健所等が判断する。

(※2)…感染者と最後に接触等をした日の翌日から起算

児童生徒等の家族に濃厚接触者がいる場合、保健所等と相談の上、個別に対応する。

(※3)…感染の可能性が考えられる範囲（学級等）を休業し、その間に、濃厚接触者の特定、校内の消毒等を行うことで感染拡大を防止する。その後、保健所等により安全が確認できれば再開する。

臨時休業が必要な場合でも、保健所等と相談の上、必要最小限の日数での休業を検討する。

※ 児童生徒や家族に感染が判明した場合や、濃厚接触者に特定された場合には、速やかに学校（0867-52-1106）へ連絡してください。

※ 出席停止の日数及び登校可能となる日については、保健所の指導のもと、真庭市教育委員会との協議により決定します。

◎ 学校における感染拡大防止の対応について

【感染拡大の防止】について

- ① 3密（密閉・密集・密接）の重なりを回避した学校生活及び教育活動を引き続き工夫します。
- ② 基本的な感染症防止対策（手洗い、マスクの着用等）について指導を続けます。
- ③ 一日に一回以上、必要な箇所の消毒を行います。
- ④ 風邪症状が見られる教職員は出勤を控えます。

【プライバシーの保護や人権への配慮】について

- ① 児童生徒及び教職員の感染が確認された場合、本人及び保護者の了解のもと、不確実な噂の流布を避け、対応を明確にするため、原則学校名は公表します。
- ② 児童生徒へは、感染症についての正しい理解、プライバシーの保護や人権への配慮について、学習を行っていきます。
(感染した児童生徒及び教職員が元気になって戻ってくることを温かく迎える学校でありたいと考えています。)

◎ 家庭における感染拡大防止についてのお願い

【感染拡大の防止】について

- ① 感染拡大防止のため、引き続き**手洗いの励行、マスクの着用**にご協力ください。また、**家庭での児童生徒の健康観察と毎朝の検温**（結果はシートに記入）をお願いいたします。
- ② 風邪症状が見られるときには、自宅で休養してください（欠席扱いにはなりません）。体調に不安がある場合は、かかりつけ医に相談し、結果を学校まで報告してください。
- ③ 感染に伴う臨時休業等の対応については、保健所の指導のもと、市教委との協議により決定し、ウサギメールで連絡します。学校への問い合わせは控えてください。
- ④ 保健所が決定した濃厚接触者への連絡を実施するにあたり、市の個人情報保護条例に基づき、学校から保健所に情報提供することがあることをご了解ください。

【プライバシーの保護や人権への配慮】について

- ① 感染した人が悪いわけではありません。個人を特定することや偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- ② SNS等による根拠が不明な情報に基づく行動はとらないでください。またそのような情報を拡散しないでください。